平成２５年（フ）第６１５４号
東京都世田谷区松原３丁目38―３　第２日の出荘207号
債務者　米川　　永
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１６０号
千葉県市川市菅野５丁目４―21
債務者　宍倉美知子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１６１号
千葉県市川市菅野５丁目４―21
債務者　宍倉　良子（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１６２号
東京都葛飾区東新小岩２丁目８－２―303
ＮＩＫＯハイム新小岩Ⅵ
債務者　米本健太郎
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１６８号
東京都板橋区赤塚６丁目３―20―201
債務者　妹尾　隆一
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１７９号
東京都墨田区業平２丁目15―６―302
債務者　吉田　利之
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１８０号
千葉県千葉市花見川区幕張町５丁目417―６　グリーンプラザ幕張３棟1205
債務者　米山乃生子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１８２号
東京都渋谷区笹塚２丁目33―11―303
債務者　関本　志摩
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１８４号
東京都西東京市住吉町３丁目16―15　アイシンコーポⅡ202号
債務者　小塚　明美
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１８５号
埼玉県草加市新里町414　グリーンシャルムⅡ―301号
債務者　冨樫由美子（旧姓白戸）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１８６号
東京都足立区鹿浜３丁目18―10―201　極楽智之方
債務者　須貝アニタこと　スガイ　アニタ　リタング
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１８７号
東京都足立区谷中２丁目13―４―104
債務者　入江　幸夫
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１８８号
東京都足立区谷中２丁目13―４―104
債務者　入江メリージェーンこと　アウティダ　メリージェーン　ルピアン
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１９３号
東京都世田谷区駒沢２丁目60―13―202
債務者　中西　孝子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２０３号
東京都江戸川区中央２丁目14―13―201
債務者　江崎　広宣
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部